

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 旧 A	旧 新 別
三郷市早稲田八丁目十三番八地先 から同市田中新田字上ノ割一四一 番一地先まで		三郷市早稲田八丁目十三番八地先 から同市早稲田一丁目一〇番四地 先まで	区 間
六・六〇ゝ 六六・三〇	六・六〇ゝ 六三・四〇	五・八九ゝ 四〇・一〇	敷地の幅員 (メートル)
一四五二・四二		二五七八・九二	延 長 (メートル)
		平成二十八年四月十九日付け埼玉県 越谷県土整備事務所長告示第二十号 で告示した道路予定区域の一部変更 である。	
備 考			